別表第２（第４条関係）

設置するのに適当でないエリア

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法令名 | エリア（区域の名称等） | 理由 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所 | 太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがあるため。 |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 当該法律の適用区域 | 鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置、木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されているため。 |
| 農地法 | 農用地区域内の農地甲種農地第１種農地 | 優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されているため。 |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域 | 優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されているため。 |
| 森林法（昭和26年法律第249号） | 保安林 | 水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく制限されているため。 |
| 河川法 | 河川区域、河川保全区域、河川予定地 | 河川管理施設を損傷させるおそれ等があるため。 |
| 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域 | 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。 |
| 文化財保護法 | 重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等 | 復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられているため。 |

備考　法令等の名称ごとに記載している規制等の対象となる行為や概要等については、要約又は一部を掲載しておりますので、詳細については各手続の担当窓口にてご確認ください。